

媛剣連第109号  
令和7年12月5日

加盟団体長様

(一社) 愛媛県剣道連盟  
会長 俊野 徹人

山梨（剣道七・六段） 福岡（剣道七・六段） 審査会実施について

標記審査会が、別紙要項により実施されます。

加盟団体長におかれましては、会員有資格者に周知徹底され、受審希望者を取りまとめ、下記事項にご留意のうえ、審査料を添えて期日までに一括申込みをしてください。

なお、必要書類は加盟団体でまとめ、メール以外での申し込みの場合は加盟団体長の確認書（上蓋）を添付の上、提出してください。個人での送付は受けませんのでご注意ください。

\* 留意事項

- (1) 要項の内容を十分ご確認ください。特に、『受審資格』についてご注意ください。
- (2) 諸事情による、申込み取消しについては、下記期日までにご連絡ください。下記期日までの申し出の場合は、審査料の返金手続きができます。
  - ・「山梨七・六段」：1月30日（金）17:00までに
  - ・「福岡七・六段」：2月13日（金）17:00までに  
愛媛県剣道連盟にご連絡ください。

※取りやめについては、手数料を差し引いた金額を返金致します。
- (3) 申込み取り消し期日がそれぞれ違いますのでご留意ください。
- (4) 仕事等の都合での止むを得ない場合、受審地の変更が認められます。  
(※1月30日（金）17:00までに愛媛県剣道連盟までご連絡ください)